

吸収合併に関する事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 191 条に定める書面)

(吸収合併)

2020 年 8 月 3 日

株式会社メンバーズ

2020 年 8 月 3 日

東京都中央区晴海一丁目8番10号
株 式 会 社 メ ン バ ー ズ
代表取締役社長 剣持 忠

吸収合併に関する事前開示書面

当社は、2020 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、株式会社マイナースタジオ(本店所在地:東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号)および株式会社ポップインサイト(本店所在地:東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号)を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下、「本合併」といいます)を行うことといたしました。

本合併に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容(会社法第 794 条第 1 項)
別紙 1 のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第 191 条第 1 号)
完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。
3. 新株予約権の対価の定めに関する事項(会社法施行規則第 191 条第 2 号)
該当事項はありません。
4. 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項(会社法施行規則第 191 条第 3 号)
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙 2 のとおりです。
 - (2) 最終事業年度後に生じた重要な後発事象
該当事項はありません。
5. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象(会社法施行規則第 191 条第 5 号)
当社は、2020 年 3 月 19 日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社ポップインサイトの株式 412 株を非支配株主から追加取得することを決議し、2020 年 4 月 1 日付で株式を取得しております。その結果、株式会社ポップインサイトに対する当社の持分は 51.0%から 100.0%に増加することとなります。取得対価は現金及び現金同等物 322,618 千円であり、追加取得に伴い非支配持分が 67,513 千円減少し、資本剰余金が 255,104 千円減少いたします。
6. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第 191 条第 6 号)
本合併効力発生日後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。
また、本合併後の当社の収益状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、予測されていません。
よって、本合併により、当社の負担する債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

以上

別紙 1 吸収合併契約書

株式会社マイナースタジオ

株式会社ポップインサイト



吸収合併契約書

(吸収合併存続会社) 株式会社メンバーズ（以下「甲」という。）及び（吸収合併消滅会社）株式会社マイナースタジオ（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併）

1. 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行う。
2. 甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。
 - ① 甲（吸収合併存続会社）
商 号 株式会社メンバーズ
住 所 東京都中央区晴海一丁目8番10号
 - ② 乙（吸収合併消滅会社）
商 号 株式会社マイナースタジオ
住 所 東京都新宿区西新宿三丁目1番4号 第2佐山ビル6F

第2条（効力発生日）

本吸収合併の効力発生日は、2020年10月1日とする。但し、必要に応じて、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第3条（合併対価）

甲は、本吸収合併に際し、乙の株主に対し、その有する株式に代わる金銭等の交付を行わない。

第4条（乙の新株予約権者に交付する金銭等）

甲は、本吸収合併に際し、乙の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代わる新株予約権その他の金銭等の交付を行わない。

第5条（資本金・準備金の額に関する事項）

本吸収合併により、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第6条（略式合併等）

1. 甲は、会社法第795条第1項、第796条第2項ただし書及び第795条第2項第1号の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得て本吸収合併を行うものとする。

2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ずに行うことができる。但し、乙が任意に株主総会の承認を得ることを妨げない。

第 7 条（権利義務の承継）

甲は、2020 年 3 月 31 日現在の乙の会計帳簿、貸借対照表、財産目録その他同日現在の計算書類を基礎として、これに効力発生日の前日に至るまでの増減を加除したその資産、負債及び権利義務の一切を、効力発生日において承継する。

第 8 条（従業員の承継）

甲は、効力発生日に、効力発生日における乙の全ての従業員（以下「乙従業員」という。）を、甲の従業員として承継する。但し、乙従業員の勤続年数その他乙従業員の取扱いの詳細については、甲乙協議の上別途合意する。

第 9 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結日から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、予め甲乙協議して合意のうえ実行する。

第 10 条（本契約の変更・解除）

本契約の締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他やむを得ない事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重要な変動が生じたとき又は本契約の目的の達成が著しく困難になったときは、甲乙協議のうえ本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は互いに損害賠償等を請求することなく本契約を解除することができる。

第 11 条（本契約の効力）

本契約は、甲及び乙の株主総会決議、取締役会決議その他の本吸収合併のために必要な承認を得られたときにその効力を生じ、法令に定められた関係官庁の承認を得られなかったときは、その効力を失う。

第 12 条（公表）

本吸収合併に関するプレスリリースその他の公表（取引先又は顧客に対する連絡を含むがこれに限らない。）については、甲乙間でその時期、内容又は態様等について十分に協議するものとし、甲又は乙は、相手方の事前の承諾なく当該公表を行ってはならない。但し、当該公表が法令等又は司法機関若しくは行政機関の判断により義務付けられたものである場合はこの限りではない。

第13条（費用負担）

甲及び乙は、本契約に別途定める場合を除き、本契約及び本吸収合併の交渉、準備、締結又は実行に関連して自らに発生し又は自らのために支出した全ての費用（弁護士その他のアドバイザーの報酬及び費用を含むが、これらに限らない。）について、各自これを負担する。

第14条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約又は本吸収合併の検討、交渉又は履行に関して相手方から開示を受けた一切の情報、本契約の存在及び内容、並びに本契約に関する交渉経緯に関する情報（以下「秘密情報」という。）を第三者（自らの役員及び従業員並びに弁護士その他のアドバイザーを除く。）に対して公表、開示若しくは漏えいし、又は本契約の目的以外のために使用してはならない。
2. 以下の各号に定める情報は、秘密情報に含まないものとする。
 - ① 受領の時点で公知であった情報又は当該情報を受領した当事者（以下「受領当事者」という。）の責めに帰すべき事由によることなく受領後に公知となった情報
 - ② 相手方から受領する前の時点において受領当事者が既に保有していた情報
 - ③ 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - ④ 相手方から受領した情報に基づかずに独自に開発した情報
3. 第1項の規定は、受領当事者が法令等又は司法機関若しくは行政機関の判断により秘密情報の公表又は開示が義務付けられる場合には適用しない。

第15条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条（誠実協議）

本契約の条項に関する疑義又は本契約に定めのない事項については、甲乙間で、信義に従い誠実に協議して解決する。

【本頁以下余白】

本契約締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲乙相互に署名又は記名・捺印のうえ、各 1 通を保有する。

2020 年 5 月 22 日

甲：東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号

株式会社メンバーズ

代表取締役 剣 持 忠



乙：東京都新宿区西新宿三丁目 1 番 4 号

第 2 佐山ビル 6F

株式会社マイナースタジオ

代表取締役 石 田 健





吸収合併契約書

(吸収合併存続会社) 株式会社メンバーズ（以下「甲」という。）及び（吸収合併消滅会社）株式会社ポップインサイト（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併）

1. 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行う。
2. 甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。
 - ① 甲（吸収合併存続会社）
商 号 株式会社メンバーズ
住 所 東京都中央区晴海一丁目8番10号
 - ② 乙（吸収合併消滅会社）
商 号 株式会社ポップインサイト
住 所 東京都中央区晴海一丁目8番10号

第2条（効力発生日）

本吸収合併の効力発生日は、2020年10月1日とする。但し、必要に応じて、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第3条（合併対価）

甲は、本吸収合併に際し、乙の株主に対し、その有する株式に代わる金銭等の交付を行わない。

第4条（乙の新株予約権者に交付する金銭等）

甲は、本吸収合併に際し、乙の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代わる新株予約権その他の金銭等の交付を行わない。

第5条（資本金・準備金の額に関する事項）

本吸収合併により、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第6条（簡易合併・略式合併）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、同条第3項に規定する場合を除いて、本契約について株主総会の承認を得ずに本吸収合併を行うことができる。但し、甲が任

意に株主総会の承認を得ることを妨げない。

2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ずに行うことができる。但し、乙が任意に株主総会の承認を得ることを妨げない。

第 7 条（権利義務の承継）

甲は、2020 年 3 月 31 日現在の乙の会計帳簿、貸借対照表、財産目録その他同日現在の計算書類を基礎として、これに効力発生日の前日に至るまでの増減を加除したその資産、負債及び権利義務一切を、効力発生日において承継する。

第 8 条（従業員の承継）

甲は、効力発生日に、効力発生日における乙の全ての従業員（以下「乙従業員」という。）を、甲の従業員として承継する。但し、乙従業員の勤続年数その他乙従業員の取扱いの詳細については、甲乙協議の上別途合意する。

第 9 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結日から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、予め甲乙協議して合意のうえ実行する。

第 10 条（本契約の変更・解除）

本契約の締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他やむを得ない事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重要な変動が生じたとき又は本契約の目的の達成が著しく困難になったときは、甲乙協議のうえ本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は互いに損害賠償等を請求することなく本契約を解除することができる。

第 11 条（本契約の効力）

本契約は、甲及び乙の取締役会決議その他必要な承認を得たときにその効力を生じ、法令に定められた関係官庁の承認を得られなかったときは、その効力を失う。

第 12 条（公表）

本吸収合併に関するプレスリリースその他の公表（取引先又は顧客に対する連絡を含むがこれに限らない。）については、甲乙間でその時期、内容又は態様等について十分に協議するものとし、甲又は乙は、相手方の事前の承諾なく当該公表を行ってはならない。但し、当該公表が法令等又は司法機関若しくは行政機関の判断により義務付けられたものである場合はこの限りではない。

第 13 条（費用負担）

甲及び乙は、本契約に別途定める場合を除き、本契約及び本吸収合併の交渉、準備、締結又は実行に関連して自らに発生し又は自らのために支出した全ての費用（弁護士その他のアドバイザーの報酬及び費用を含むが、これらに限らない。）について、各自これを負担する。

第 14 条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約又は本吸収合併の検討、交渉又は履行に関して相手方から開示を受けた一切の情報、本契約の存在及び内容、並びに本契約に関する交渉経緯に関する情報（以下「秘密情報」という。）を第三者（自らの役員及び従業員並びに弁護士その他のアドバイザーを除く。）に対して公表、開示若しくは漏えいし、又は本契約の目的以外のために使用してはならない。
2. 以下の各号に定める情報は、秘密情報に含まないものとする。
 - ① 受領の時点で公知であった情報又は当該情報を受領した当事者（以下「受領当事者」という。）の責めに帰すべき事由によることなく受領後に公知となった情報
 - ② 相手方から受領する前の時点において受領当事者が既に保有していた情報
 - ③ 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - ④ 相手方から受領した情報に基づかずに独自に開発した情報
3. 第 1 項の規定は、受領当事者が法令等又は司法機関若しくは行政機関の判断により秘密情報の公表又は開示が義務付けられる場合には適用しない。

第 15 条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 16 条（誠実協議）

本契約の条項に関する疑義又は本契約に定めのない事項については、甲乙間で、信義に従い誠実に協議して解決する。

【本頁以下余白】

本契約締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲乙相互に署名又は記名・捺印のうえ、各 1 通を保有する。

2020 年 7 月 16 日

甲：東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号

株式会社メンバーズ

代表取締役 剣 持 忠



乙：東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号

株式会社ポップインサイト

代表取締役 久 川 竜 馬



第 11 条 (本契約の効力)

(補遺規則) 全財産

本契約は、甲乙相互の間の権利義務関係を定めるものであり、甲乙相互の間の権利義務関係を定めるものである。本契約は、甲乙相互の間の権利義務関係を定めるものである。本契約は、甲乙相互の間の権利義務関係を定めるものである。

第 12 条 (その他)

(その他) 全財産

本契約は、甲乙相互の間の権利義務関係を定めるものであり、甲乙相互の間の権利義務関係を定めるものである。本契約は、甲乙相互の間の権利義務関係を定めるものである。本契約は、甲乙相互の間の権利義務関係を定めるものである。本契約は、甲乙相互の間の権利義務関係を定めるものである。



別紙2 計算書類等

株式会社マイナースタジオ

株式会社ポップインサイト

決 算 報 告 書

第 9 期

自 平成31年04月01日

至 令和02年03月31日

株式会社マイナースタジオ

貸借対照表

令和02年03月31日 現在

株式会社マイナースタジオ

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	3,968,698	【流動負債】	21,163,373
現金及び預金	1,820,770	買掛金	313,921
売掛金	1,422,798	未払金	7,903,785
未収入金	126	未払費用	4,960,511
前払費用	725,004	預り金	528,873
【固定資産】	5,100,402	未払消費税等	1,958,400
有形固定資産	1,260,402	未払法人税等	70,000
建物附属設備	1,368,562	一年内返済予定長期借入金	5,200,000
工具器具備品	287,800	賞与引当金	227,883
減価償却累計額	△ 395,960	【固定負債】	13,050,000
投資その他の資産	3,840,000	長期借入金	13,050,000
敷金保証金	3,840,000	負債の部合計	34,213,373
		純資産の部	
		科目	金額
		【株主資本】	△ 25,144,273
		資本金	3,300,000
		資本剰余金	1,895,800
		資本準備金	1,895,800
		利益剰余金	△ 30,340,073
		その他利益剰余金	△ 30,340,073
		繰越利益剰余金	△ 30,340,073
		(うち当期純損失)	△ 518,994
		純資産の部合計	△ 25,144,273
資産の部合計	9,069,100	負債・純資産の部合計	9,069,100

損益計算書

自 平成31年04月01日
至 令和02年03月31日

株式会社マイナースタジオ

(単位：円)

科目	金額	
【売上高】		
売上高	54,473,888	54,473,888
【売上原価】		
仕入高	4,172,528	
当期製品製造原価	32,928,904	
合計	37,101,432	
売上総利益		17,372,456
【販売費及び一般管理費】		17,288,021
営業利益		84,435
【営業外収益】		
受取利息	41	
雑収入	2,683	2,724
【営業外費用】		
支払利息	536,147	536,147
経常損失		△ 448,988
【特別利益】		
【特別損失】		
税引前当期純損失		△ 448,988
法人税等		70,006
当期純損失		△ 518,994

販売費及び一般管理費内訳書

自 平成31年04月01日
至 令和02年03月31日

株式会社マイナースタジオ (単位：円)

科目	金額	
【販売費及び一般管理費】		
役員報酬	7,744,296	
法定福利費	1,062,974	
福利厚生費	126,936	
交際費	421,026	
旅費交通費	685,936	
通信費	341,636	
消耗品費	250,503	
リース料	231,600	
保険料	6,996	
租税公課	21,100	
支払手数料	331,492	
支払報酬	1,061,782	
会議費	225,581	
新聞図書費	172,508	
減価償却費	212,763	
手数料	3,664,892	
教育研修費	726,000	
販売費及び一般管理費合計		17,288,021

製造原価報告書

自 平成31年04月01日
至 令和02年03月31日

株式会社マイナースタジオ (単位：円)

科目	金額	
【材料費】		
【労務費】		
(原)賃金手当	20,735,536	
(原)出向負担金	3,178,025	
(原)法定福利費	3,179,681	
(原)賞与引当金繰入	414,372	
(原)福利厚生費	3,500	27,511,114
【製造経費】		
(原)水道光熱費	724,896	
(原)消耗品費	66,830	
(原)地代家賃	3,480,000	
(原)IT関連費	240,000	
(原)通信費	906,064	5,417,790
当期総製造費用		32,928,904
期首仕掛品棚卸高		0
合計		32,928,904
期末仕掛品棚卸高		0
他勘定振替高		0
当期製品製造原価		32,928,904

株主資本等変動計算書

自 平成31年04月01日
至 令和02年03月31日

株式会社マイナースタジオ		(単位：円)
株主資本		
資本金	当期首残高	3,300,000
	当期変動額	0
	当期末残高	3,300,000
資本剰余金		
資本準備金	当期首残高	1,895,800
	当期変動額	0
	当期末残高	1,895,800
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	-29,821,079
	当期変動額	-518,994
	当期末残高	-30,340,073
株主資本合計		
	当期首残高	-24,625,279
	当期変動額	-518,994
	当期末残高	-25,144,273
純資産の部合計		
	当期首残高	-24,625,279
	当期変動額	-518,994
	当期末残高	-25,144,273

個別注記表

自 平成31年04月01日

至 令和02年03月31日

株式会社マイナースタジオ

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 引当金の計上基準

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

(3) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 当期末における発行済株式の数 2,825株

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式

前期末株式数	2,825株
当期増加株式数	0株
当期減少株式数	0株
当期末株式数	2,825株

(2) 当期末における自己株式の数 0株

(3) 当期中に行った剰余金の配当に関する事項 0円

(4) 当期末における新株予約権の目的となる株式の数 0株

決 算 報 告 書

第 8 期

自 平成31年04月01日

至 令和02年03月31日

株式会社ポップインサイト

貸借対照表

令和02年03月31日 現在

株式会社ポップインサイト

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	178,427,491	【流動負債】	44,946,570
現金及び預金	125,083,529	買掛金	2,616,515
売掛金	50,728,685	未払金	5,207,554
貸倒引当金	△ 297,600	未払費用	16,468,257
仕掛品	433,877	前受金	549,905
未収入金	2,017,000	預り金	351,432
前払費用	462,000	仮受金	6,110,500
【固定資産】	4,302,472	未払消費税等	8,563,000
無形固定資産	2,354,536	未払法人税等	77,300
ソフトウェア	2,354,536	未払賞与	1,095,213
投資その他の資産	1,947,936	賞与引当金	3,906,894
出資金	30,000	負債の部合計	44,946,570
敷金	120,000	純資産の部	
差入保証金	100,000	科目	金額
繰延税金資産	1,697,936	【株主資本】	137,783,393
		資本金	9,072,700
		利益剰余金	128,710,693
		その他利益剰余金	128,710,693
		繰越利益剰余金	128,710,693
		(うち当期純利益)	24,079,057
		純資産の部合計	137,783,393
資産の部合計	182,729,963	負債・純資産の部合計	182,729,963

損益計算書

自 平成31年04月01日
至 令和02年03月31日

株式会社ポップインサイト

(単位：円)

科目	金額	
【売上高】		
売上高	281,327,104	281,327,104
【売上原価】		
当期製品製造原価	130,632,705	
合計	130,632,705	
売上総利益		150,694,399
【販売費及び一般管理費】		117,919,650
営業利益		32,774,749
【営業外収益】		
受取利息	1,079	
受取配当金	600	
雑収入	41,241	42,920
【営業外費用】		
経常利益		32,817,669
【特別利益】		
【特別損失】		
税引前当期純利益		32,817,669
法人税等		7,826,385
法人税等調整額		912,227
当期純利益		24,079,057

販売費及び一般管理費内訳書

自 平成31年04月01日
至 令和02年03月31日

株式会社ポップインサイト (単位：円)

科目	金額	
【販売費及び一般管理費】		
役員報酬	30,000,000	
給料手当	32,365,949	
雑給	7,000,847	
法定福利費	9,397,654	
福利厚生費	409,400	
荷造運賃	73,368	
会議費	255,113	
旅費交通費	1,832,984	
通信費	363,194	
水道光熱費	252,839	
採用教育費	6,277,337	
支払手数料	5,471,099	
広告宣伝費	2,077,321	
地代家賃	1,619,314	
租税公課	134,010	
減価償却費	494,320	
交際費	151,932	
消耗品費	541,931	
諸会費	64,000	
支払報酬料	12,775,315	
貸倒引当金繰入額	19,600	
賞与引当金繰入額	6,281,623	
賃借料	60,500	
販売費及び一般管理費合計		117,919,650

製造原価報告書

自 平成31年04月01日
至 令和02年03月31日

株式会社ポップインサイト (単位：円)

科目	金額	
【材料費】		
【労務費】		
賃金手当	72,713,368	
雑給	4,187,489	
賞与引当金繰入	4,650,336	
法定福利費	11,153,818	92,705,011
【製造経費】		
外注加工費	25,706,714	
支払手数料	9,293,247	
旅費交通費	304,893	
備品・消耗品費	736,403	
通信費	605,239	
減価償却費	1,218,682	
賃借料	193,000	38,058,178
当期総製造費用		130,763,189
期首仕掛品棚卸高		303,393
合計		131,066,582
期末仕掛品棚卸高		433,877
他勘定振替高		0
当期製品製造原価		130,632,705

株主資本等変動計算書

自 平成31年04月01日
至 令和02年03月31日

株式会社ポップインサイト		(単位：円)
株主資本		
資本金	当期首残高	9,072,700
	当期変動額	0
	当期末残高	9,072,700
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	104,631,636
	当期変動額	24,079,057
	当期末残高	128,710,693
株主資本合計		
	当期首残高	113,704,336
	当期変動額	24,079,057
	当期末残高	137,783,393
純資産の部合計		
	当期首残高	113,704,336
	当期変動額	24,079,057
	当期末残高	137,783,393

個別注記表

自 平成31年04月01日

至 令和02年03月31日

株式会社ポップインサイト

重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

①消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。